

令和4年8月4日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年8月4日(木)
13時55分～14時23分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定
4) その他

出席委員 20名

1番 宇川 傳 治	11番 石丸 正 明
2番 田 悟 敏 子	12番 谷 口 修
3番 中 村 重 樹	13番 宮 西 勝 昇
4番 坂 田 信 一	14番 加 賀 谷 良 雄
5番 日 光 善 治	15番 高 田 太 衛
6番 三 輪 和 雄	16番 碓 善 秋
7番 吉 江 秀 一	17番 木 村 鉄 雄
8番 前 田 真 一 郎	18番 沼 田 吉 雄
9番 西 尾 和 三 郎	19番 渋 谷 忠 司
10番 多 田 博 次	20番 唐 島 隆 夫

欠席委員

令和4年8月4日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆さまご苦勞様でございます。時間前ですが、全員出席ですので、ただいまから始めたいと思います。</p> <p>先日くらいから猛暑の中、皆様方には非農地通知の訪問ということで、協力いただき大変どうもありがとうございました。私も唐島くんと内山方面の方へ行ってきたわけですが、その時にあるお年寄りが、この前父ちゃん死んだので私の名義で登記すると言われて、あ、若い人おられないのかと思ってましたら、こんな非農地もさることながら、田んぼをただでもいいから、誰か取ってほしいと話がありまして、弱った話だなと思いました。ときたま夕べ私のところへある人から電話がかかってきて、最初は田んぼ作れないなという話でしたが、そのうちにできれば誰か買って欲しくないかなということで、電話でそんなこと言ってもいけないけれど、なんせ田んぼをしないしお金にならない時代です。そうそう電動でもいいんだという話もありますが、そんなことになるのかどうか、それはまあ余談ですが。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会8月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、20名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名委員を指名いたします。 13番の宮西委員さん、14番の加賀谷委員さんをお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第16号 「農地法第3条の規定による許可申請について」計1件</p> <p>○議案第17号 「農地法第5条の規定による許可申請について」計1件</p> <p>以上、2件の付議議案となっています。</p> <p>それでは、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号3番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は1筆で面積は1,030㎡となっております。譲渡人が</p>

	<p>〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。位置図については、1ページから2ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、＜農業の常時従事者であるかどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、下限面積要件、地域との調和要件＞ 許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号3番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは調査報告いたします。譲受人は〇〇の〇〇さんで、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。譲受人の〇〇さんの方へ話を聞きに行ってきました。〇〇さんと〇〇さんは本家分家の関係だそうで、本家の〇〇さんの方から今回の226番地を買ってほしいと言われて購入することに決めたそうです。地図の2ページ目で226番地と227番地は仲間田でこれで一枚で現在も〇〇さんの方で耕作しているので、今後についても問題はないと思われれます。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第16号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第16号については「承認」といたします。</p> <p>それでは、議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号15番は、賃貸借権の設定ということで賃貸人が〇〇さん外2名、借借人が〇〇さんです。対象の農地は9筆で合計面積が22,198㎡となっており、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、3ページから8ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇区担当の〇〇委員より、受付番号15番について、調査報告をおねがいします。</p>

〇〇委員	<p>今言われたように、事務局で言われましたが、直接話を聞きに行ったのは〇〇さんと〇〇さんの方へ、そしてまたこの田んぼにつきましては、〇〇営農がやっているのです、そこへ話を聞きにいってきました。従来通り地権者の方もさることながら、地図の3ページにあるとおり、ちょっとなんしたと思うのですが、また一応一区画ではありませんが、砂利採取をしたあと、何枚かにして大きくする予定です。また、その場所につきましては、私も〇〇の方で転作関係の台帳を何件か作りに行ったことがあります、休耕した後、3日も4日も水をあてていてもたまらないようなひどいところがありました。その関係でなおさら地盤改良をすればというような同意者のもとで話が進んだのではないかと思います。そういうことでまたひとつご審議の方よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>言い忘れましたが、場所からいいますと、お寺さんの近くで、お寺さんもさることながら、区長さんの同意書もありますので、一つよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第17号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第17号については「承認」といたします。 これで、付議議案はすべて終了いたしました。 協議事項は、今回ありません。</p>
会長	<p>次に、報告事項について事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>報告事項説明 1)農地法第3条の3第1項の規定による届出 3ページ 2)非農地通知について 5ページ 3)業務報告・予定 6ページ 4)その他連絡事項</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件についてであります、ご質問等ございませんか。</p>

〇〇委員	最後の農地利用最適化交付金事業について評価点はどうなりますか。
事務局	とりあえず1点というのはもらえるということになりますが、6日以上になりますと2点もらえることになります。そうなりますと単純に倍の交付金がもらえることになります。
〇〇委員	日報に点数を書いてもらうことはできませんか。
事務局	日報に記入しても毎月変わることになりますから、それぞれ皆さんにお知らせするようにさせていただきます。
〇〇委員	座談会の日程について資料が添付されていません。中身についてはどうなんですか。
事務局	座談会の日程につきましては、郵送でお知らせしたいと思います。
〇〇委員	今年は農業委員会からの資料がないのですか。
事務局	座談会の資料には、農業委員会からの資料は添付されていません。
会長	以上無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。
職務代理	皆さんご苦勞様です。7月の中ぐらいから猛暑です。また危険な暑さが続いておりますので、熱中症に作業中にならないように気をつけて下さい。 以上をもちまして8月の総会を終了いたします。ご苦勞様でした。
	—8月総会終了—

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和4年8月4日

会長 宇川 傳 治

議事録署名委員 13番 宮西 勝 昇

14番 加賀谷 良 雄